

行政不服審査法の施行期日を定める政令参照条文

○ 行政不服審査法（平成二十六年六月十三日法律第六十八号）（抄）

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。